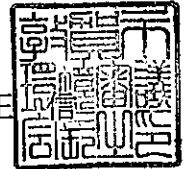




環 審 第 3 号
令和6年7月16日

敦賀市長 米 澤 光 治 殿

敦賀市環境審議会
会 長 高 島 正



(仮称) 鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

令和6年6月4日付け環第194号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

当該事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、事業の検討に当たっては十分な予測及び評価を実施することとし、事業計画については次のことを遵守するよう求める。

1 水質について

造成工事に伴う土地の改変等によって、周辺河川等の水質に影響が出ないよう事業を進めること。

対象事業実施区域周辺の地区では地下水を生活用水及び農業用水として利用しているため、地下水の枯渇や有害物質による水質の汚濁等が起きないように事業を実施すること。また、万が一、そういった事象が起こった場合でも被害を最小限にとどめるよう対策措置等を検討し、周辺住民の要望等については、誠意をもって対応すること。

2 動植物・生態系について

イヌワシなどの鳥類及びコウモリ類の生息状況に係る影響については、十分な調査により得たデータを用いての比較・対照による分析が不可欠であることから、工事の実施並びに施設の稼働の前後における生息状況が比較・対照できるよう、具体的かつ十分な調査量となる事後調査計画を立て評価書に記載すること。

バードストライク等による被害が生じないように、発電設備の色彩の選定に当たっては十分検討すること。また、専門家等の助言を受けて稼働制限などの予防的措置を講じること。

イノシシ、クマ、シカ等による農作物及び人への被害が年々増加傾向にあるため、大規模に山林を開発する本事業により、獣害が更に増えることが懸念される。また、対象事業実施区域周辺では、他の風力発電事業が先行しており、これらとの累積的な環境影響が懸念される。したがって、住民の生活環境保全のため、他事業者と可能な範囲で連携、情報共有を図り、累積的な調査に努めること。また、周辺住民の要望等については、誠意をもって対応すること。

3 景観について

景観への影響が懸念されるため、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、専門家や地域住民等の意見も踏まえつつ、発電設備の配置や色彩等について十分に検討すること。

4 災害について

令和4年8月の豪雨のような大規模な土砂災害の発生が懸念されることから、対象事業実施区域やその周辺において、当該豪雨と同程度の災害が建設後に発生した場合にどう影響を及ぼすのか検証を行うこと。また、災害に関する影響の検証を行うにあたり、再調査が必要と判断した場合は、求められる調査を確実にを行い、その検証結果を事業計画に反映させること。

工事計画にあたっては過去の雨量データの最大値を用いた排水機能や土留め機能等の対策を適切に講ずること。

当該地形及び地質が過去に集中豪雨によって大規模な土石流が発生しており、甚大な災害を引き起こしていることを考慮し、本件建設工事部分のみの想定だけでなく、当該山地全体の総合的な評価をすること。

5 廃棄物の処分について

事業終了後又は災害等により風力発電機の破損・倒壊事故が発生した場合は、関係設備を迅速かつ適正に撤去、処分すること。また、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用）の総額を算定した上で、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。

なお、事業計画に基づく積立額の状況については適宜公表すること。

6 その他

本事業により新たに設置する雨水排水設備については、定期的な点検を行い機能維持に努めること。また、既存の排水設備についても同様に、各関係機関（行政等）と調整したうえで、機能維持に努めること。

なお、将来的に事業を廃止する際は、原状回復するか、排水設備の機能が損なわれることのないよう事業者の責任において、開発前の排水機能が維持されるようにすること。

風車の選定にあたっては、対象事業実施区域の風条件等を満足する基準のものを選定すること。

風力発電事業は、前提条件として、自然環境（風況）に大きく左右されるため、事業に適した風況であることの客観的な評価、事業の確実性について明らかにし評価書に記載すること。